

農業委員会法 7 条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 8 年度葛飾区農業委員会活動指針

令和 8 年 3 月 17 日

葛 飾 区 農 業 委 員 会

葛飾区農業委員会は農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第 1 条の定める目的を達成するため、法第 6 条に規定する所掌事務を遂行するとともに、当面の諸課題に対応するため、令和 8 年度葛飾区農業委員会活動指針を次のとおり定める。

1 基本方針

葛飾区における農業・農地は、新鮮で安全・安心な食料と暮らしに潤いを与える緑を提供するとともに、防災や教育、環境など様々な面で区民生活に深く関わり、住みよい街づくりと地域の活性化へ大きく貢献しているところである。

そうした中、平成 27 年度に都市農業振興基本法が施行され、平成 28 年度には都市農業振興基本計画が策定された。さらに、それらを具体化する施策として、平成 30 年度には特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法等が施行された。令和 6 年 5 月には、食料・農業・農村基本法が改正され、農政の大きな転換点を迎えた。

平成 28 年 4 月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や利用促進と遊休農地の発生防止活動をより一層推進し、農業委員会活動を向上させていくことが求められている。

一方で、農業経営を取り巻く環境は、気候変動や資材高騰などの影響を受け、厳しい状況に直面している。そのような状況の中でも、希少な都市農地を保全し、多面的な機能を十分に発揮していくことで、より一層の発展が期待されている。

こうした情勢を受け、葛飾区農業委員会は、都市農業振興基本計画及び葛飾区基本計画に基づき、区の将来像である「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く暮らしやすいまち・葛飾」を実現するため、次のように令和 8 年度の活動指針を策定し、積極的且つ効果的な活動を展開していくこととする。

2 重点活動

(1) 未来につなげる農業委員会活動

令和 8 年度には、任期満了による改選があることから、これまでの活動を引き継ぎ、より一層の組織活動及び地域活動を進める。

(2) 農地の新たな制度の周知を進める活動

「特定生産緑地制度を知らないという生産緑地所有者をひとりもつぐらない」ことはもとより、生産緑地の保全・利活用につながる都市農地貸借円滑化法等をはじめとした都市農地制度をより一層周知していくとともに、情報活動の推進に積極的に取り組む。

(3) 農地利用状況調査の効果的な実施

地域の農地状況を定期的に把握し、管理不十分な農地についてはその要因を確認し、より一層の農地保全と管理不十分な農地の改善を実施していく。

(4) 農地の利活用を進める活動

農業経営の意向のある農業者が所有する宅地化農地について、生産緑地への指定をより一層進めていく。

(5) 情報活動の推進

ア 都市農地の社会的貢献の浸透をはかる。

防災協力農地の締結等を促進するとともに、都市農地が担う多面的機能を広く周知する活動に取り組む。

イ 意見交換会の開催

農業、農地の諸制度及び情勢などを的確に伝え、農業者の意見を集約するため、意見交換会を開催する。

ウ 啓発活動の推進

農業者に広く情報提供をし、地域住民に農業の啓発活動を実施する。

(ア) 農業委員会だよりを発行し、農業委員会の活動や地域農業を広く伝える。

(イ) 農業情勢や農地制度を的確に把握するため、全国農業新聞と全国農業図書の普及と活用を進める。

(ウ) 広報やホームページ等を活用し、地域農業や農業委員会に関する情報を提供する。

エ 農業者年金の加入推進

農業者年金制度の加入推進に向け、農業者年金に関する情報提供に努める。

(6) 農業者の意見集約と関係行政機関等への意見の提出

農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に係る役割の重要性を鑑み、農業者の意見を集約し、関係行政機関に対し意見の提出等を行う。

(7) 農業後継者等新たな担い手への支援活動

都市農地貸借円滑化法の施行により、市街化区域においても認定新規就農者制度の活用が可能となったため、今後は農業後継者や新規就農者については認定新規就農者

制度等の周知と活用を進める。

(8) 次世代へ農地をつなぐための支援活動

次世代に貴重な農地をつないでいくため、農業経営の継承等について家族での話し合いを進める活動に取り組む。

(9) 都市農地貸借円滑化法を活用した生産緑地の有効活用

都市農地貸借円滑化法を活用し生産緑地の有効活用を進めるため、貸し手・借り手の意向把握を進めるとともに、農地の貸し手・借り手の意向を情報化した「生産緑地バンク」によるマッチングを推進することで、都市農業・農地の利用促進につなげていく。

さらに、担い手の長期展望に立った営農を実現するため、農地長期貸借促進奨励事業を活用した10年以上の安定した農地の貸借を推進する。

3 活動項目

(1) 遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法

「2 重点活動」を通じ、引き続き遊休農地の発生防止に取り組む。また、遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価することとし、単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和8年3月)	31.21 ha	0 ha	0 %
2年後の目標 (令和10年3月)	28.86 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和13年3月)	27.11 ha	0 ha	0 %

(2) 農業委員会活動の積極的推進

ア 活動指針の公表

年間活動指針を公表するとともに、随時推進状況の点検を行う。

イ 会議の開催

法第6条に規定する所掌事務を円滑に処理するため、毎月定例総会を開催する。

ウ 相談活動の推進

日常の相談活動を積極的に推進するとともに、その活動内容を「活動記録カード」に記録する。また、その記録を活用して地域農業の課題についての共通認識を深め、問題の解決方法を検討する。

エ 研修会等への積極的な参加

農業委員としての資質向上を図り、地域の農業経営者の期待に応えるため、各種研修会・研究会等へ積極的に参加し、地域の農業経営者を指導啓発していく。

(3) 農地の保全と利用促進

ア 利用実態の把握と指導

生産緑地や相続税納税猶予制度適用農地について、利用実態の常時把握に努め、適正な管理を行うよう指導するとともに、宅地化農地についても無断転用の防止に努める。

イ 農地管理・流動化推進月間への取組

農地管理・流動化推進月間を設定し、農地パトロールによる現地調査を実施し、農地管理の適正化に取り組む。

ウ 生産緑地の追加指定の推進

地域の農業経営者の意向を反映した生産緑地の追加指定を推進する。

(4) 企業の農業経営と多様な担い手の育成・支援

ア 認定農業者の育成・支援

認定農業者制度を推進し、意欲ある農業者の育成と農業経営改善計画の実現に向け幅広い支援を行う。

イ 企業の農業経営者の顕彰

創意工夫と努力によって、企業の経営を確立し、地域において農業経営者の指導的役割を担っている者・集団を、関係機関の顕彰事業に推薦する。

ウ 農業後継者の顕彰

地域の新たな担い手となり得る農業経営を行っている農業後継者を、関係機関の顕彰事業に推薦する。

エ 学校給食出荷に取り組む農業者の顕彰

学校給食の出荷において、長年の実績や顕著な実績がある農業者を、関係機関の表彰事業に推薦する。

オ 研修会等への積極的参加の推進

関係機関で開催される農業経営に関する講習会や研修会への積極的な参加を呼びかける。

カ 農業体験農園開設等の支援

新たな農業経営手法としての農業体験の開設及び経営の安定に向けた支援を行

う。

キ 農業応援サポーターの養成

区内農業者の農作業を支援する農業応援サポーターを養成し、紹介することにより、高齢等の理由により労働力が不足している農業者を支援する。

(5) 地域農業の確立

ア 各種団体との連携

各種団体と連携し、地域農業を振興するための活動に取り組む。

イ 農業功労者の表彰

地域農業の振興に貢献してきた農業経営者を関係機関の表彰事業に推薦する。

(6) 農業のある地域づくりの推進

ア 地域住民との交流活動の推進

産業フェア等のイベントに積極的に参加することにより、地域住民との交流活動の推進を図り、農業の多面的役割や魅力を広く伝える。

イ ふれあい農業への協働・支援

ふれあいレクリエーション農園や農業オリエンテーリング事業などへの協力・支援を行う。

ウ 他分野との連携

教育や防災、環境等の農業・農地との関わりの大きな分野との連携を深めながら、農業・農地の多面的機能についての啓発に努め、農業のある地域づくりを推進する。